

新人看護職員研修事業

本事業は、病院等が、厚生労働省の示す「新人看護職員研修ガイドライン」に沿って新人看護職員研修を実施した場合に、研修にかかる経費の一部を補助するものです。

目的

この事業は、病院等^(注1)において、新人看護職員^(注2)、新人保健師^(注3)及び新人助産師^(注4)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

(注1) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。

(注2) 新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

(注3) 新人保健師とは、主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。

(注4) 新人助産師とは、主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。

病院等が実施する研修の内容

1 新人看護職員研修事業（OJT研修）

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン【改訂版】（平成26年2月）^{*}に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する。なお、令和2年度より、許可病床数300床以上の病院等が実施する研修事業は補助対象外とする。

※ 新人看護職員研修ガイドライン（厚生労働省ホームページ 参照）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000037530.html>

(ア) 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのⅠ-3-1）又はガイドラインの保健師編のⅠ-3-1）を参照）に沿って、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

(イ) 「研修における組織の体制」（ガイドラインのⅠ-3-2）又はガイドラインの保健師編のⅠ-3-2）を参照）に沿って、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

(ウ) 「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインの保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設置し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

2 医療機関受入研修事業

新人看護職員研修事業を実施する病院等が、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により他施設の新人看護職員の受け入れ、研修を行う。受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。

なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

補助金の算定方法

上限額 : 下記の基準額の合計額の 1 / 2

基準額	対象経費	補助率
<p>●次の1及び2により算出された額の合計額とする。</p> <p>1 新人看護職員研修事業 (許可病床数 300 床以上の病院等が実施する研修事業は対象外)</p> <p>(1) 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員が1名のとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 586千円)</p> <p>イ 新人看護職員が2名以上のとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922千円)</p> <p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員5名以上の場合 5名ごとに 215千円</p> <p>(注)新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、<u>上限を20名</u>とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p> <p>2 医療機関受入研修事業 (許可病床数に限らず対象)</p> <p>ア 1名～4名を受け入れる場合 1施設あたり 113千円</p> <p>イ 5名～9名を受け入れる場合 1施設あたり 226千円</p> <p>ウ 10名～14名を受け入れる場合 1施設あたり 566千円</p> <p>エ 15名～19名を受け入れる場合 1施設あたり 849千円</p> <p>オ 20名以上受け入れる場合 1施設当たり 1,132千円</p> <p>カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに 45千円</p> <p>(注)</p> <p>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p> <p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2分の1</p>